

「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(測量成果等編)※案」

※以下「個人情報ガイドライン(測量成果等編)」という

開催実績

- ・第4回 令和4年12月5日
- ・第5回 令和5年3月6日
- ・第6回 令和5年8月30日

委員

部会長	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科 教授(測量行政懇談会委員)
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
	伊藤 文徳	会津若松市企画政策部情報統計課 主幹
	杉本 直也	静岡県デジタル戦略局 参事
	友岡 史仁	日本大学法学部 教授
	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授

「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(測量成果等編)」(国土地理院)

- ・地理空間情報活用推進基本法に基づく取組として国土地理院が策定
- ・「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」(地理空間情報活用推進会議策定)を踏まえつつ、測量成果等に特化したガイドライン

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

第三条(基本理念)

9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、**個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。**

第十五条(個人情報の保護等)

国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、**個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。**

第1期地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月15日閣議決定)

第II部 第2章 4. 個人情報の保護等の地理空間情報の活用にあたって配慮すべき事項

(1)個人情報の保護

次のような事項について、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する**実務上のガイドライン**を策定する。

- 1) **個人情報保護**の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの**判断指針**
- 2) 法令等により開示・閲覧が認められている**個人情報を含む地理空間情報の提供の在り方**
- 3) 地理空間情報の提供に当たり**個人情報の保護のためにとるべき加工措置や提供制限などの措置**
- 4) **個人情報を保護しつつ**有益な地理空間情報の提供を促進するために必要な、**適切な地理空間情報の管理手法**

【目的】

測量成果等に関する「個人情報」の取扱方法の指針を提示

→ 測量成果等の活用推進と個人の権利利益の保護の両立を図る

【内容】

1. 目的

- 1.1. 目的及び適用範囲
- 1.2. 本書の位置づけ(性格)
- 1.3. 改正版の目的

2. 本書の読み方

- 2.1. 用語の定義及び関連法令の概要
 - 2.1.1. 用語の定義
 - 2.1.2. 関連法令の概要
- 2.2. 本書の構成、使い方

3. 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

- 3.1. 行政機関等への該当性の判断
- 3.2. 保有個人情報への該当性の判断
- 3.3. 保有個人情報
- 3.4. 仮名加工情報、個人関連情報
- 3.5. 統計情報に関する個人情報
- 3.6. 保有個人情報
- 3.7. 地方公共団体
- 3.8. 法別表第2に掲げる法人等における地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律
- 3.9. プライバシー保護に関する考え方

個人情報保護法の規定の整理及び測量成果等における解釈

判断

4. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- 4.1. 地図
 - 4.1.1. 都市計画図及び都市計画基本図
 - 4.1.2. ハザードマップ
 - 4.1.3. 森林
 - 4.1.4. 地番
 - 4.1.5. 公共
- 4.2. 空中写真
 - 4.2.1. 空中
 - 4.2.2. 衛星画像
 - 4.2.3. 地上写真等
 - 4.2.4. 点群データ

測量成果等の概要、個人情報該当性、利用・提供に関する考え方をプロダクト別に整理

5. 地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策

- 5.1. 整備段階
- 5.2. 管理段階
- 5.3. 利用・提供段階
 - 5.3.1. 内部
 - 5.3.2. 外部

測量成果等の整備・管理・利用・提供の実務を行うにあたって、個人情報の適切な取扱い方策を提示

6. その他

- 6.1. 参考となるガイドライン等
- 6.2. ガイドラインの見直し

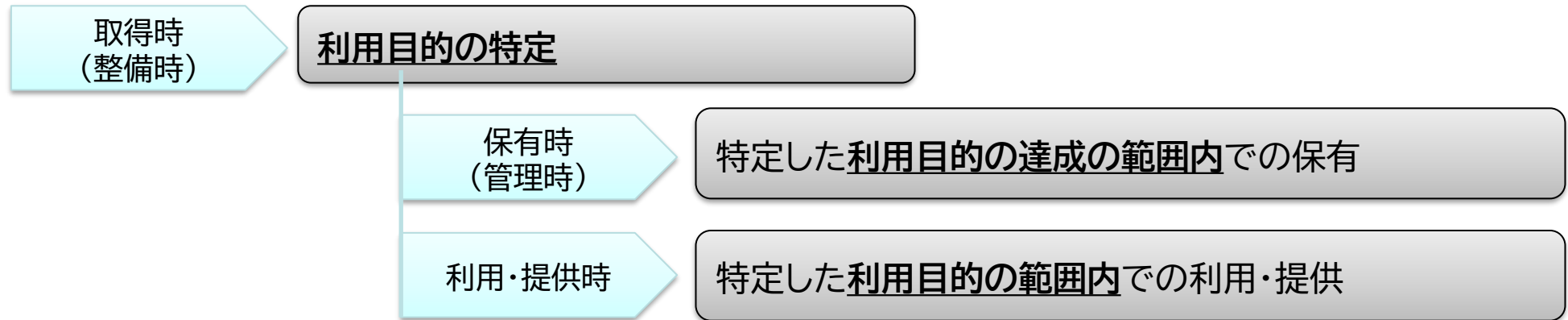
■参考資料 法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律

- Q&A集
- ガイドライン逆引き
- 参考図集

個人情報 の 適正 な 取扱い (個人情報 保護 法 の 規定)

○個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」
他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものも含む

○個人情報の利用目的を特定し、利用目的の範囲内で取扱う義務



※法令に基づく場合等を除く

○個人情報の適切な取扱いに際して、必要な措置を講じる義務

安全管理措置:

保有個人情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じる義務

漏えい等の報告等:

漏えい等が生じた場合の個人情報保護委員会への報告と本人への通知義務

個人情報ファイル簿の作成及び公表:

利用目的や記録項目などを掲載した個人情報ファイル簿の作成・公表義務
(保有個人情報を体系化、検索可能とした個人情報ファイルを作成する場合)

開示、訂正及び利用停止:

保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合の法令に基づく対応の義務

個人情報ガイドライン(測量成果等編)改正の背景・経緯

個人情報保護法改正及び測量技術の進展を踏まえて、
 令和4年度11月に個人情報保護法改正の一部を反映する改正
 令和5年度は個人情報保護法改正のうち未反映部分及び測量技術の進展を反映する改正を行う

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	...
個人情報保護法の主な見直し								● 平成27年改正 個人情報保護法関連 (平成27年法律第65号、 平成28年法律第51号 等)						● 令和3年改正 個人情報保護法関連 (令和3年法律第37号)			
地理空間情報活用推進基本計画	● 第1期基本計画 [平成20年4月閣議決定]				● 第2期基本計画 [平成24年3月閣議決定]					● 第3期基本計画 [平成29年3月閣議決定]					● 第4期基本計画 [令和4年3月閣議決定]		
技術進展 (主な作業規程・マニュアル類等)					● 作業規程の準則 [平成25年3月改正] (航空レーザ測量の適用拡大 等)		● 作業規程の準則 [平成28年3月改正] (車載写真レーザ測量の導入 等)						● 作業規程の準則[令和2年3月改正] (三次元点群測量(地上レーザ・UAV)、地上レーザ測量、UAV写真測量 等) マニュアル類[令和2年3月策定] (UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル、車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群計測マニュアル)				
推進会議ガイドライン			● 個人情報ガイドライン初版 [平成22年9月策定]										● 個人情報ガイドライン改正 [令和4年6月改正]		● 個人情報ガイドライン [令和5年6月改正]		
測量成果等ガイドライン			● 個人情報ガイドライン初版 [平成23年9月策定] 測量成果等に特化										● 個人情報ガイドライン改正 [令和4年11月改正]		● 個人情報ガイドライン改正予定 [令和5年]		

赤字は令和5年度改正で反映するもの

1. 法改正の反映

- 令和3年の個人情報保護法改正で民間部門の規律が一部適用となった国立研究開発法人、国立大学法人等(法別表第2に掲げる法人等)について、民間部門の規律の適用等に関する記載等を追加した。
- 地方公共団体等についてのガイドラインの記載を見直し。

2. 技術進展の反映

- 測量技術の高度化や点群データの利活用の進展等の社会情勢・技術進展を踏まえ、点群データの利活用における個人情報保護法制上の留意点の説明を追加した。
- 個人情報となり得る測量成果等(カメラ画像を同時に取得される点群データ等)の利活用の観点から、安全管理措置や開示請求等、保有個人情報の取扱いに際して行政機関等に生じる義務等について、留意点の説明を追加した。

※参考：令和4年11月改正内容

・法改正のハネ改正

- 令和3年改正 国・地方・独立行政法人・民間の規律を一元化
一元化に伴う法令名変更、条ズレ、定義の変更などを反映
- 平成27年改正 個人識別記号等の追加を反映

令和4年11月改正版からの変更箇所

○ 個人情報ガイドライン(測量成果等編)の具体的な修正箇所は以下のとおり。

1.目的

- 1.1.目的及び適用範囲
- 1.2.本書の位置づけ(性格)
- 1.3.改正版の目的

2.本書の読み方

- 2.1.用語の定義及び関連法令の概要
 - 2.1.1.用語の定義
 - 2.1.2.関連法令の概要
- 2.2.本書の構成、使い方

3. 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

- 3.1. 行政機関等への該当性の判断
- 3.2. 保有個人情報への該当性の判断
- 3.3. 保有個人情報の利用目的の範囲を踏まえた利用・提供の判断
- 3.4. 仮名加工情報、匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報、個人関連情報について
- 3.5. 統計情報に関する判断
- 3.6. 保有個人情報に係るその他の留意点
- 3.7. 地方公共団体における留意点
- 3.8. 法別表第2に掲げる法人等における地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律
- 3.9. プライバシー保護に関する考え方

法制度関係の変更点を反映

4.主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

4.1.地図

- 4.1.1.都市計画図及び都市計画基本図
- 4.1.2.ハザードマップ
- 4.1.3.森林計画図・森林簿
- 4.1.4.地番現況図
- 4.1.5.公共下水道施設平面図

既存の記述は基本的に修正なし

4.2.空中写真・衛星画像・地上写真・点群データ

- 4.2.1.空中写真
- 4.2.2.衛星画像
- 4.2.3.地上写真等
- 4.2.4.点群データ

技術進展を反映

5.地理空間情報の利用・提供に鑑みた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策

- 5.1.整備段階における方策
- 5.2.管理段階における方策
- 5.3.利用・提供段階における方策
 - 5.3.1.内部利用
 - 5.3.2.外部提供

6.その他

- 6.1.参考となるガイドライン等
- 6.2.ガイドラインの見直し

■参考資料 法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律 法制度関係の変更点を反映

■Q&A集

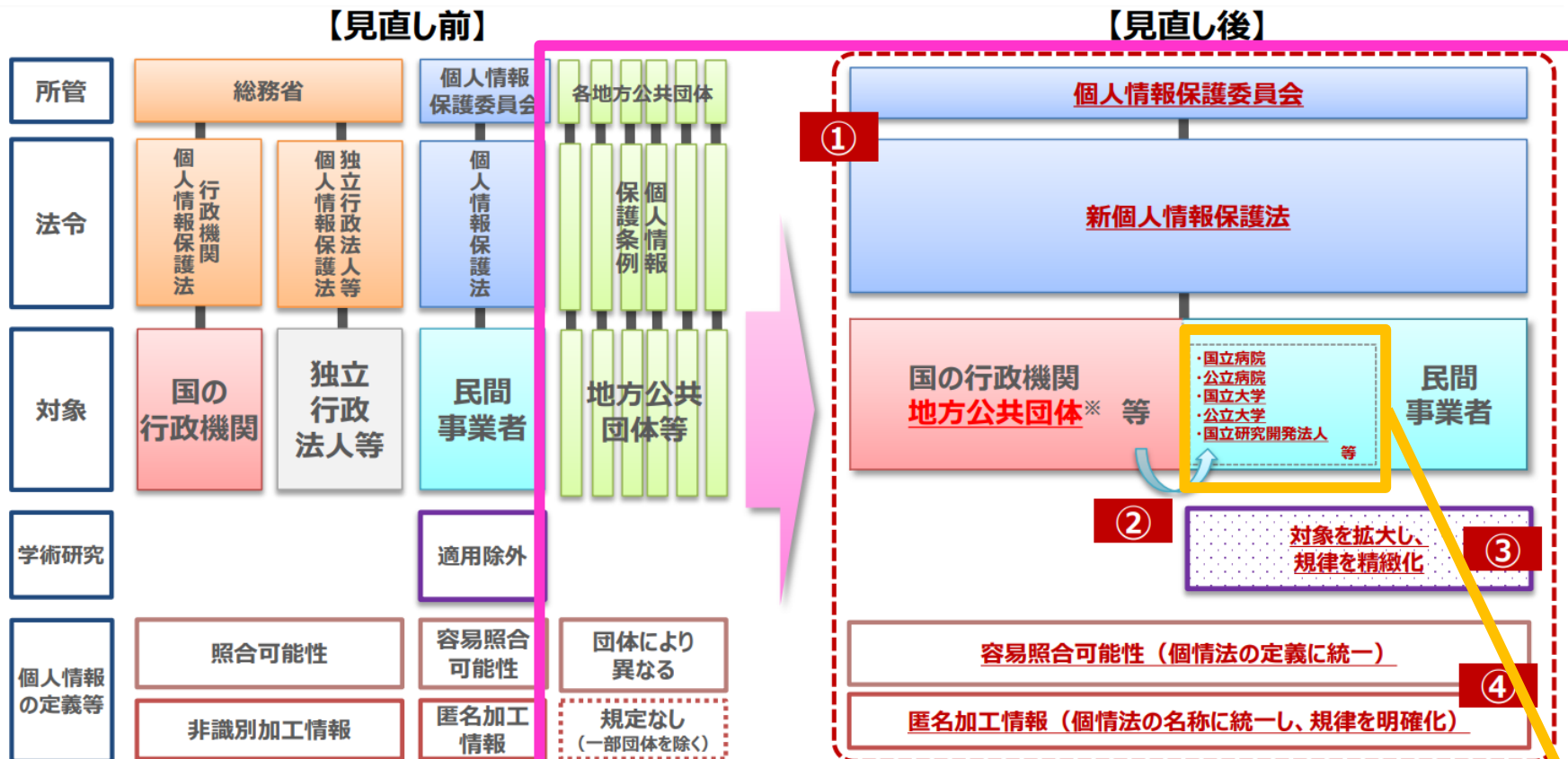
■ガイドライン逆引き

■参考図集

1. 法改正の反映

○ 令和3年個人情報保護法改正の本ガイドラインへの反映事項

- 国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人等に民間部門の規律が一部適用を反映
- 地方公共団体の個人情報保護条例から個人情報保護法への一本化を反映



地方公共団体の個人情報保護条例から個人情報保護法への一本化
(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用)

国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人等に民間部門の規律が一部適用
(個人情報保護法第58条及び同法第125条において規定する規律の適用の特例を受ける、いわゆる法別表第2に掲げる法人等)

1. 法改正の反映

○ 民間部門の規律が一部適用となった国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人等※について記述等の追加

※個人情報保護法第58条及び同法第125条において規定する規律の適用の特例を受ける、いわゆる法別表第2に掲げる法人等

3.8. 法別表第2に掲げる法人等における地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

法別表第2に掲げる法人等における個人情報保護法の規律の概要として、一部の規律について個人情報保護法第5章(公的部門の規律)が適用されず、**規律構造の異なる法第4章(民間部門の規律)が適用されることを明記**

	個人情報の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿・開示、訂正、利用停止等・匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 (法第5章第2節)	公的部門の規律 (法第5章第3～5節)
国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人等 (法第58条及び同法第125条において規定する規律の適用の特例を受ける、いわゆる法別表第2に掲げる法人等)	民間部門の規律 (法第4章)	公的部門の規律 (法第5章第3～5節) ※個人情報ファイル簿に関する規律は、法第5章第3節のうち第75条のみ

↓
ガイドライン本編では概要を示し、
参考資料では規律の具体的な内容を説明

■参考資料 法別表第2に掲げる法人等に適用される個人情報保護法の規律

法別表第2に掲げる法人等に適用される法第4章(民間部門の規律)の内容として、個人情報該当性の判断、個人情報の取得・利用に関する判断、個人データの該当性の判断、個人データの提供の判断を説明

○ 地方公共団体等についてのガイドラインの記載の見直し

■地方公共団体等についてのガイドラインの記載を見直し ※ガイドライン全体

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律が適用されることを踏まえ、個人情報保護条例を参照する旨を示した記述等について個人情報保護法を参照するよう修正。

2. 技術進展の反映

○ 点群データの利活用における個人情報保護法制上の留意点の追加

点群データと同時にカメラ画像が取得されることにも留意しつつ、点群データの法令の規定による個人情報該当性、利用・提供に関する考え方を整理し、記述を追加。

【個人情報該当性】

カメラ及びレーザー スキャナーの搭載先	カメラ画像への写り込み	点群データへの写り込み
航空機	単独では個人情報に該当しない	単独では個人情報に該当しない (点密度が疎である(約4~16点/m ²)では 個人の特定が困難)
UAV	単独では基本的に個人情報に該当しない (通常の測量作業で想定される飛行では個人情報に該当しないが、UAV を極端に人に近接させる飛行を行う、カメラを斜め方向に据え付けるな どの条件を満たす場合は、個人情報に該当する可能性がある)	単独では個人情報に該当しない (作業規程の準則で規程される点密度(約400点/m ²)でも個人の特定が困 難)
自動車 (MMS)	単独で個人情報に該当する可能性がある	単独では個人情報に該当しない (作業規程の準則で規程される点密度(約400点/m ²)でも個人の特定が困 難)
地上(バックパック、 手持ち等)	単独で個人情報に該当する可能性がある	単独では基本的に個人情報に該当しない (極端に近接したうえで、かつカメラ画像を用いて色付き点群を出力した場 合は、個人情報に該当する可能性がある)

カメラ画像と容易に照合することが可能な状態で点群データを保有し、特定の個人を識別することができる場合には、その点群データも個人情報に該当する

【利用・提供に関する考え方】

- 保有個人情報である点群データをオープンデータ等として一般に提供する場合には、個人情報保護法の規定に従って適切に判断し、利用・提供の判断、利用の制限の設定等の措置を検討し、個人の権利利益を侵害しないようにする必要がある。

⇒オープンデータ等として一般に提供することをあらかじめ利用目的として特定し、利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で行う*、特定の個人が識別される可能性のあるカメラ画像を同時に提供しない*、特定の個人を識別することを目的として他の情報と照合する行為を禁ずる等の利用規約の遵守を提供先に求めること等、適切な措置を講じる。

* 法令に基づく場合を除く

2. 技術進展の反映

- 個人情報となり得る測量成果等(カメラ画像を同時に取得される点群データ等)の利活用の観点から、保有個人情報の取扱いに際して行政機関等に生じる義務等についての留意点の説明の修正・追加

安全管理措置については、クラウドサービスを利用する場合も想定した説明を追加した。

3.6 保有個人情報に係るその他の留意点

利用目的の明示
(法第62条)

不適正な利用の禁止
(法第63条)

安全管理措置
(法第66条)

漏えい等の報告等
(法第68条)

個人情報ファイル簿の作成及び公表
(法第75条)

開示、訂正及び利用停止
(法第5章第4節)

安全管理措置(法第66条)

測量成果の利活用の観点から必要な説明として、外国にある民間事業者のクラウドサービスを利用する場合や外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合における対応も説明

ガイドライン5.1~5.3(段階別の方策)にも反映

- ・ 整備段階:作業過程ごとにアクセスできる者を限定
- ・ 管理段階:保有個人情報を取り扱う外的環境の把握(クラウドサービスの利用を含む)等

開示、訂正及び利用停止(法第5章第4節)

行政機関等が参照することが想定される規定を説明

ガイドライン5.2(管理段階の方策)にも反映

- ・ 開示請求書の記載から対象となる保有個人情報を特定できない場合の実務上の処理